

議会議案第2号

県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例
の制定について

県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例を次のように制定し
ようとする。

平成31年2月28日提出

提出者

奈良市議会議員 三 橋 和 史

賛成者

奈良市議会議員 塚 本 勝

同 中 西 吉 日 出

同 林 政 行

同 植 村 佳 史

同 大 西 淳 文

県立高等学校適正化実施計画の賛否を問う市民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、奈良県が実施しようとしている、市内に存する複数の県立高等学校が対象にされ、市内における県立高等学校の普通科定員が大幅に削減されること、県立平城高等学校が閉校し、主要建物の耐震性能が国の定める基準よりも大幅に低い県立奈良高等学校が県立平城高等学校跡地に移転することなどを内容としている県立高等学校適正化実施計画（以下「本件計画」という。）に対し、市民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(市民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、本件計画に対する賛否についての市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施する。

(市民投票事務の執行)

第3条 市民投票に関する事務は、市長が執行する。

(市民投票の実施等)

第4条 市民投票は、この条例の施行の日から起算して6月以内に実施しなければならない。

2 市民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定めるとともに、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 市民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の規定により、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

2 市長は、投票資格者に関する名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票の方法)

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本

の対照を経て、投票をしなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

3 投票資格者は、本件計画に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を、賛成又は反対のいずれでもないときはどちらでもないの記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。

4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(点字投票等)

第7条 前条第3項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、本件計画に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と、賛成又は反対のいずれでもないときはどちらでもないと自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

2 前条第3項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

3 前条第2項及び第3項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の秘密保持)

第8条 何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次項又は第3項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号を賛成の記載欄、反対の記載欄及びどちらでもないの記載欄のうち2以上の記載欄に記載したもの

- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (4) ○の記号を自ら記載しないもの（第7条第2項に規定によるものを除く。）
 - (5) ○の記号を賛成の記載欄、反対の記載欄又はどちらでもないの記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの
 - (6) 白紙投票
- 3 点字投票（第7条第3項の規定による投票であつて、点字により行われるものを含む。）については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 賛成の文字、反対の文字及びどちらでもないの文字のうち2以上の文字をともに記載したもの
 - (3) 賛成の文字、反対の文字又はどちらでもないの文字のほか、他事を記載したもの
 - (4) 賛成の文字、反対の文字又はどちらでもないの文字を自ら記載しないもの
 - (5) 賛成の文字、反対の文字又はどちらでもないのいずれを記載したかを確認し難いもの
 - (6) 白紙投票
（投票結果の尊重等）

第10条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

2 市議会、市長及び教育委員会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

3 市長は、文部科学大臣、奈良県議会、奈良県知事及び奈良県教育委員会に対し、速やかに市民投票の結果を通知するものとする。

（情報の提供）

第11条 市長は、市民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 前項の広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。

(投票運動)

第12条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(事務処理の特例)

第13条 第3条に規定する市長の事務（第5条第2項の規定によるものを含む。）のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、選挙管理委員会に委任することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

奈良県が実施しようとしている「県立高等学校適正化実施計画」は、奈良市内に存する複数の県立高等学校が対象にされ、市内における県立高等学校の普通科定員が大幅に削減されること、県立平城高等学校が閉校し、主要建物の耐震性能が国の定める基準よりも大幅に低い県立奈良高等学校が県立平城高等学校跡地に移転することなどを内容としており、次代を担う世代を中心に多くの奈良市民が影響を受けるものである。

同計画については、具体的な内容が示された上でのパブリックコメントの手続を経ずに策定されたものであり、奈良県教育委員会による関係者への説明や理解を得るための努力が不十分であるとの市民や報道機関による指摘が絶えない。奈良市議会は、平成30年6月25日に「県立高等学校適正化実施計画(案)の議決の延期と説明を求める意見書」を全会一致で採択したものの、説明は尽くされず奈良県議会において議決も行われ、同意見書の内容には応えられなかった。

そして、その後は学校耐震化を放置してきた問題を解決させるための手法が

社会問題化した。

それにもかかわらず、奈良県教育委員会教育長は、独断専断的に「県民的な合意を得ている」などと主張しており、同計画の実質的な見直しを行わない姿勢である。

よって、その疑義を質し、奈良市民の意思を的確に反映させるため、市民による投票を実施しようとするものである。